

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
(流動資産)		903,362,714	(流動負債)
現金	1,743,067	支払手形	258,574,017
当座預金	366,568,923	工事未払金	13,771,224
普通預金		短期借入金	17,205,995
通知預金		完成工事未払金	29,282,500
定期預金		未払消費税	12,669,323
定期積金		未払法人税等	147,903,964
受取手形	29,239,040	未払費用	100,000
完成工事未収入金	142,063,882	未成工事受入金	12,613,455
売掛金	47,394,618	販売用不動産受入金	63,744,875
販売用建物	11,411,636	前受金	3,040,448
未成工事支出金	2,543,473	繰延税金負債	19,069,000
商品及び製品	25,753,208	賞与引当金	
原材料及び貯蔵品	16,298,725	役員賞与引当金	
前払費用	240,081,532	資産除去債務	57,066,421
前払費用	20,328,157	(固定負債)	
短期貸付金		長期借入金	
預け入金	△ 63,547	長期リース未払金	49,871,421
立替金		退職給付引当金	495,000
繰延税金資産		工事保証金	6,700,000
貸倒引当金		長期未払金	6,700,000
	199,304,108	繰延税金負債	
(固定資産)		資産除去債務	
有形固定資産	118,145,850	負債合計	635,041,222
建物	15,692,639	純資産の部	
展示場	83,359,700	株主資本	467,625,600
造作物	0	資本金	80,000,000
構築物	2,032,991	資本剰余金	17,164,021
機械装置	1,568,798	資本準備金	
工具器具備品	12,182,422	その他資本剰余金	17,164,021
土地			
リース資産	3,309,300		
建設仮勘定	641,044		
無形固定資産			
電話加入権	34	利益剰余金	370,461,579
電信電話専用権		利益準備金	20,205,724
施設利用権		別途積立金	21,000,000
ソフトウェア	641,010	繰越利益剰余金	329,255,855
リース資産		うち当期利益	67,672,678
投資その他の資産	80,517,214		
投資有価証券		自己株式	0
長期貸付金			
長期前払費用	38,144,544	評価・換算差額等	0
前払年金費用	10,200,000	その他有価証券評価差額金	
長期預け金	1,283,400		
長期債権		純資産合計	467,625,600
その他投資資産	30,889,270	負債・純資産合計	1,102,666,822
繰延税金資産			
貸倒引当金			
資産合計	1,102,666,822		

個別注記表

重要な会計方針

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。
2. 固定資産の減価償却方法
 - (1)有形固定資産（リース資産除く）
建物・展示場・造作……定額法
その他有形固定資産……定率法
 - (2)無形固定資産（リース資産除く）……定額法
 - (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備える為、法人税法の規程により限度額相当額（法定繰入率）を繰入している。
 - 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てる為、旧税制下の税法基準限度額（支給見積基準）による引当金を繰入している。
 - 完成工事補償引当金……請負にかかる目的物の欠陥につき、補償費を旧税制下の税法基準限度額（法定繰入率）規程による計上している。
 - 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上の方法
完成工事高及び完成工事原価
工期のごく短いもの等については工事完成工事基準を適用し、その他の工事では当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を適用しております。

会計方針の変更

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに基づき、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は295百万円（21/4/1付の繰越利益剰余金／契約負債の仕訳の金額を記載）減少しております。